

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、催し物などに参加される際は、感染予防対策にご協力ください。
また、掲載情報は中止または延期となる場合があります。詳しくは区HPをご覧ください。



最大20%ポイント還元キャンペーン (第2弾)を実施予定です

区内の対象店舗でPayPay残高などから支払いをすると、最大20%相当のPayPayボーナスが戻ってくるキャンペーンを実施予定です。

▶予定期間 3月1日(月)～14日(日)

▶対象店舗 区内の中小店舗(大規模店舗、フランチャイズなど一部店舗は対象外)

▶還元率 20%(付与上限2,000円相当/回、5,000円相当/期間)
※実施状況など詳しくは区HPをご覧ください。

PayPay導入を検討中の区内の店舗は注意してください

キャンペーン対象店舗は、PayPayの登録手続きが2月15日(月)までに完了している区内の中小規模の店舗です。新規の登録手続きには1～2週間程度かかりますので、希望する場合は早めの手続きをお願いします。

※詳しくは「PayPayの導入について」HPをご覧ください。



▲PayPayの導入について

関連産業観光課産業振興係 ☎3463-1762 図3463-3528

1月17日 防災点検の日に防災行政無線で 震災に対する備えについて放送します

▶日時 1月17日(日)9:00ごろ

▶放送内容

●チャイム音

●「渋谷区からお知らせします。本日は防災点検の日です。いざというときに役立つように身の安全を守る方法や、防災用品の確認など、震災に対する備えの点検をいたしましょう」※英語でも放送します。

●チャイム音

区内の防災行政無線から放送された内容を電話(日本語のみ)と区HPで確認できます。

専用電話番号(☎3498-7211～3)

※通話料がかかります。

※放送後、24時間経過すると確認できなくなります。

※17:00に放送している「夕やけこやけ」は聞くことができません。

毎年1月17日に実施している避難所一斉点検と地域の防災点検は、
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止します。

防災アプリを公開しています

渋谷区が発信する防災関連情報を確認できる便利なアプリケーションです。



▶主な機能

・避難準備、勧告、指示などの避難情報をお知らせ

・避難所や帰宅困難者受入施設などの情報を確認

・オフラインでも確認できる防災マップを搭載

・GPS、カメラ、音声認識による被害報告機能を搭載(災害時のみ利用可)

関連防災課災害対策推進係 ☎3463-4475 図5458-4923

渋谷区長杯

第3回渋谷区パラバドミントン大会を LIVE配信します

パラバドミントン選手が渋谷で対戦。

LIVE配信では「立位」「車いす」クラスの熱戦をお届けします。ぜひ、おうちで観戦しましょう。

※開催状況など詳しくは区HPをご覧ください。

パラバドミントンは、今年、国立代々木競技場で開催される東京2020パラリンピックの正式競技です。

▶日時 2月7日(日)14:00～16:00
(渋谷オリハラYouTubeチャンネルで配信)



▲渋谷オリハラYouTubeチャンネル



▲松本 卓巳選手

▲嶋山 洋平選手

©2020一般社団法人日本障がい者バドミントン連盟

視聴者に抽選でオリジナルエコバッグが当たります

応募方法など詳しくは、当日動画内で発表します。

選手へ届ける応援メッセージをTwitterで募集しています

「#渋谷区長杯」で応援メッセージを投稿してください。投稿メッセージは会場で読み上げ、選手へ声援を届けます。

関連オリンピック・パラリンピック推進課 ☎3463-1849 図5458-4938

キャッシュカードをだまし取る犯罪に 注意してください

警察官などを装い、キャッシュカードをだまし取る犯罪が発生しています。「あなたの口座から不正に現金が引き出されています。キャッシュカードにハサミで切れ込みを入れて使えなくする必要があります」などと言われたら、それは詐欺です。不審な電話や訪問があった場合は決して応じることなく、110番通報してください。

受け子のカード切り込み方被害例



カードを利用して
できてしまう
切り込み方

①店番号 ②口座番号 ③ICチップ ④切れ込み
①②③に干渉しないように切れ込みを入れる。
④の切れ込みは2センチくらい

●アポ電強盗などの対策には自動通話録音機 の活用が有効です

【自動通話録音機の有効活用】

自動通話録音機は、電話がかかってくると、「この電話の通話内容は、防犯のために録音されています」などとメッセージが流れ、通話内容を自動で録音する防犯機器です。下記窓口で、おおむね65歳以上の人を対象に、無料で貸し出しています。

【貸し出し窓口】

・渋谷区役所安全対策課 ・消費者センター
・地域包括支援センター ・渋谷警察署・原宿警察署・代々木警察署
※詳しくは区HPをご覧ください。

関連安全対策課防犯対策主査 ☎3463-1598 図5458-4916

令和3年度住民税の申告

2月5日に申告書を送付します

▶対象

・2年度に渋谷区へ申告した人

・普通徴収で課税された人など

※申告書が必要な場合は問い合わせてください。

※確定申告(所得税の還付申告を含む)を税務署などで行う場合は、住民税の申告は不要です。

※年金収入のみで住民税非課税の人(65歳以上で年間収入155万円以下、64歳以下で年間収入105万円以下)は、申告不要のため、申告書を送付しません(年金以外の収入があった場合などは問い合わせてください)。

▶提出方法

申告書に源泉徴収票や各種控除の証明書などを添えて、同封の返信用封筒で〒150-8010(住所不要)渋谷区役所税務課へ郵送

※添付書類がないと所得控除などが認められない場合があります。

※持参の場合は、2月16日～3月15日に区役所本庁舎6階税務課、出張所(新橋出張所を除く)・区民サービスセンターへ提出してください。

※相談がある人は、電話または税務課窓口を利用してください。

申告書にはマイナンバー(個人番号)の 記載が必要です

申告時には、個人番号や本人確認のための書類を持参(郵送の場合は写しを添付)してください。

▶確認書類の例

・マイナンバーカードのみ

・通知カードと運転免許証など

医療費の領収書は提出不要です

税制改正により、医療費控除を申告する際は、「医療費控除の明細書」や医療保険者より送付される「医療費通知(医療費のお知らせ)」の添付が必要となりました。

※領収書は5年間保存してください。

※詳しくは区HPをご覧ください。

個人住民税の特別徴収にご協力ください

従業員の個人住民税は、事業主が従業員に代わり、毎月給与から差し引き納入する「特別徴収」が原則です。

※従業員が常時10人未満の場合は、従業員が住んでいる区市町村に申請書を提出して承認を受けると、年12回の納期を年2回にできる「納期の特例」の制度があります。

※詳しくは特別徴収推進ステーションHPをご覧ください。

関連税務課課税第一係・課税第二係

(☎3463-1719・1726 図5458-4913)

住民税(普通徴収)

第4期分の納期限は2月1日(月)です

○口座振替(自動払込)の人は、納期限前日までに口座振替を指定した口座に預け入れ(入金)してください。

○来年度以降の口座振替は区HPで申し込むか、問い合わせてください(Web口座振替受付サービスから申込可)。



▲Web口座振替受付サービス

関連税務課税務管理係 ☎3463-1706 図5458-4913

令和3年度

定期利用保育利用者を募集します

パートタイム就労などの保育ニーズに対応するために、区立保育園の一時保育室で定期利用を行なっています。

▶利用期間 4月1日～4年3月31日

※要件がなくなった場合はその月の末日で利用終了

▶利用日数・時間 週3日以下、1日8時間以下

▶場所 区立保育園一時保育室

(恵比寿、富ヶ谷、新橋、大向、笹塚第二)

▶対象 0～2歳児クラス

※利用開始時に満1歳で完了食となっている

▶要件 区内在住で、次の全てに該当する人

・保護者の就労により継続的、定期的に保育が必要である

・幼稚園、認可保育所、認定こども園、幼保一元化施設、認証保育所、区立保育園などに在籍していない

・同居の親族などから保育が受けられない

・集団保育が可能である

▶定員 各1～2人

▶費用 月額8,800～26,400円(利用時間により異なります)

▶申込 2月15～19日に申込書などを希望する区立保育園一時保育室へ持参(重複申込不可、申込書は区HPでダウンロード可)

※詳しくは区HPをご覧ください。

関連保育課入園相談係 ☎3463-2492 図5458-4907

河津さくらの里しづや

宿泊者限定 2月のお得な情報

☑ のんびり湯治プラン(4泊)

4泊目宿泊代無料

▶日程 2月1日(月)～9日(火)

☑ 恵方巻

▶日程 2月2日(火)夕食時に提供



※詳しくは河津さくらの里しづやHPをご覧ください。

関連河津さくらの里しづや ☎0558-32-1020 図0558-32-2830

河津さくらの里しづや東京事務所 ☎6419-7956 図6427-2539

男女平等および多様性社会に関する 意識調査にご協力ください

この調査は、区民の皆さんの「男女共同参画」「DV」「ワークライフバランス」「性の多様性」に関する考えや意見を把握し、今後の施策や取り組みに反映するために行うものです。

▶期間 1月29日(金)～2月15日(月)

▶対象 区内在住で18歳以上の人(抽出方式)

※住民登録している人から無作為に選定します。

▶方法

・インターネット調査

送付するはがき、または封書に付記した調査ページURLにアクセスし、回答してください。

・郵送調査

送付する調査票に記入のうえ、郵送で回答してください。

※詳しくは区HPをご覧ください。

関連男女平等・ダイバーシティセンター(アイリス)

(☎3464-3395 図3464-3398)

介護保険料とサービス費の一部などは税控除の対象です

介護保険料

2年1～12月に納付した保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。書類などの添付がなくても申告できます。金額は次の書類で確認してください。

◇年金から保険料が差し引かれている人

日本年金機構などから送付される「公的年金等の源泉徴収票」(年金受給者本人のみ控除が認められます)

◇納付書で納めている人

領収日が2年1～12月の領収書

◇口座振替を利用している人

1月上旬に送付する「口座振替済通知書」

☎介護保険課保険料係(☎3463-2013 ㊟5458-4934)

介護保険サービス費など

2年1～12月に介護保険サービスを利用して支払った利用者負担額、介護保険施設などの食費・居住費は、医療費控除の対象になる場合があります。

サービス内容		医療費控除の対象(または対象外)
①	短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院	・利用者負担額(1割か2割または3割) ・食費・居住費
	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	・利用者負担額(1割か2割または3割) ・食費
	訪問看護、介護予防訪問看護／訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション／居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導／定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る)／看護小規模多機能型居宅介護(①の居宅サービスを含む組み合わせにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護は除く)に限る)	・利用者負担額(1割か2割または3割)
②	訪問介護(生活援助中心型を除く)／夜間対応型訪問介護／訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護／通所介護、地域密着型通所介護／認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護／短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護／定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る)／看護小規模多機能型居宅介護(上記①の居宅サービスを含まない組み合わせにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護は除く)に限る)／総合事業 国基準相当訪問型サービス／総合事業 国基準相当通所型サービス／総合事業 区独自基準通所型サービスA	①のサービスと併せて利用する場合の利用者負担額(1割か2割または3割)【食費・居住費は対象外】 ※上記にかかわらず、介護福祉士などによる喀痰吸引などの対価(利用者負担額(1割か2割または3割))は対象
	③ 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設	・利用者負担額(1割か2割または3割)の2分の1 ・食費・居住費の2分の1
④	訪問介護(生活援助中心型)／認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護／特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護／福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与／看護小規模多機能型居宅介護(生活援助中心型の訪問介護の部分)／総合事業 区独自基準訪問型サービスA／住宅改修費、介護予防住宅改修費／福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費	対象外 ※ただし、介護福祉士などによる喀痰吸引などの対価(利用者負担額(1割か2割または3割))は対象

※申告には、領収書を提出する代わりに「医療費控除の明細書」などの添付が必要です。

※高額介護サービス費および利用者負担額助成制度の支給などがある場合は、利用者負担額からその支給額を差し引いた額が控除の対象になります。

☎介護保険課介護給付係(☎3463-1997 ㊟5458-4934)



障がいがありながらも団体職員やビジネスパーソン、スポーツ選手などとして活躍する人々の輝きを、「MYLIFE, MY SHIBUYA」HPで公開しています。



FILE 7

(平成30年10月取材)

“互いの違いを認め合う社会へ”伝説のチェアスキーヤーがセカンドキャリアの中でしたためた私たちへの「メッセージ」。



FILE 8

(平成31年1月取材)

息子は障がい者、自身も障がい者、最愛の夫とは死別……。 「過酷な運命」にあったからこそたどり着いた笑顔の秘密。



FILE 9

(令和元年7月取材)

ロービジョンフットサルチーム「Grande Tokyo」キャプテン。30歳で難病と判明しても変わらず前向きに歩み続ける、アスリートの生き様に迫る。



☎広報コミュニケーション課広報係(☎3463-1287 ㊟5458-4920)

後期高齢者医療制度

1月下旬に広域連合から医療費通知が送付されます

医療費通知は、自分の健康や医療に対する理解を深め、受診内容に誤りがないかを確認するために、医療費の総額や自己負担額を通知するものです。

▶対象 元年9月～2年8月の医療機関などへの受診について、医療費など(自己負担分+保険者負担分)が5万円を超える月がある人

☎国民健康保険課高齢者医療係(☎3463-1897 ㊟5458-4940)

国民健康保険

柔道整復師(整骨院・接骨院)の保険の給付対象となる正しいかかり方をお知らせします

給付対象となる場合

- ・外傷性が明らかな打撲・捻挫・挫傷(肉離れなど)
- ・応急処置で行う骨折・不全骨折・脱臼(応急手当後の施術には医師の同意書が必要です)

給付対象とならない場合(全額自己負担)

- ・仕事や家事など日常生活による疲労、肩こり、腰痛など
 - ・スポーツによる筋肉疲労、負傷原因が不明の筋肉痛に対する施術
 - ・打撲・捻挫が治った後の漫然とした施術・マッサージ代わりの利用
 - ・症状の改善が見られない長期にわたる施術
 - ・神経痛、リウマチ、関節痛、ヘルニア、五十肩などの疾病による痛みなど
 - ・脳疾患後遺症などの慢性病
 - ・過去の事故などによる後遺症
 - ・仕事や通勤途中におきた負傷に対する施術
 - ・外科、整形外科で治療を受け、同時に柔道整復師に施術を受ける場合
- 施術を受けるときは…
- ・負傷の原因・内容(いつ、どこで、何を、どんな症状があるか)を正しく伝えてください。
 - ・療養費支給申請書の内容を確認してから、署名、捺印をしてください。
 - ・領収証は必ず受け取りましょう。

国民健康保険課では医療費の適正化を図るため、柔道整復師に関する療養費支給申請書の内容点検と施術内容の調査を行なっています。負傷原因・内容や施術内容、施術年月日、領収書などの発行について、文書で照会しています。回答にご協力をお願いします。

☎国民健康保険課給付係(☎3463-1776 ㊟5458-4940)

国民年金

20歳になったら国民年金加入のお知らせが届きます

国民年金は日本国内に住所がある20～60歳未満の全ての人が加入する制度です。20歳になってから2週間程度で日本年金機構から年金手帳と国民年金保険料納付書が郵送されます。※年金手帳は20歳以前に厚生年金に加入したり、遺族年金を受けていてすでに持っている人には送付されません。※学生や所得が少なく保険料を納めることが困難な人は、納付猶予や免除を申請できます。区役所本庁舎3階国民年金係で手続きをしてください。詳しくは問い合わせてください。

☎国民健康保険課国民年金係(☎3463-1797 ㊟5458-4940)

日本年金機構渋谷区年金事務所(☎3462-1241)

令和2年12月15日号(No.1451)掲載記事に誤りがありましたので、訂正してお詫びします。5ページ「噴霧による消毒についての注意」内の「次亜塩素酸水」の表記について、正しくは「次亜塩素酸ナトリウム水溶液」です。

☎地域保健課感染症対策係(☎3463-2416 ㊟5458-4978)

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について「支給対象期間」が延長されました

区の国民健康保険に加入している人が、新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われ、労務に服することができず、かつ、一定の要件を満たす場合、傷病手当金を支給します。

▶対象 次の全てに該当する人

- ・給与などの支払いを受けている区の国民健康保険被保険者である
- ・新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱などの症状があり当該感染症への感染が疑われ、その療養のため就労を予定していた労務に服することができなかった
- ・連続する3日間を含み4日以上労務に服することができず、4日目が2年1月1日～3年3月31日までの間に属する
- ・療養のため就労を予定していた労務に服することができなかった期間に、給与などの支払いが受けられないか、一部減額されて支払われている

▶支給対象期間

2年1月1日～3年3月31日の間で、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合などは最長1年6か月まで延長)

▶支給額(上限あり)

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×就労を予定していた日数
※給与などが支払われている場合は、支給額が減額または支給されないことがあります。

※他の健康保険から傷病手当金を受けることができる場合は、区の国民健康保険からは傷病手当金は支給されません。

▶申込

申請書を〒150-8010(住所不要)渋谷区役所国民健康保険課給付係へ郵送

※申請書は区HPでダウンロード可

※労務に服することができなくなった日から4日目の翌日から起算して2年間で時効となります。

(例)労務に服することができなくなった日から4日目の分は、その4日目の翌日から2年間、5日目の分は5日目の翌日から2年間

☎国民健康保険課給付係(☎3463-1776 ㊟5458-4940)

マチイロでしぶや区ニュースを配信しています



主な機能

- 発行日(毎月1・15日)に、最新号を自動で端末に届けます(プッシュ通知)。
- 紙面をスクラップ(切り抜き)して保存できます。
- ページをめくり、拡大縮小などの操作が可能です。

☎広報コミュニケーション課広報係(☎3463-1287 ㊟5458-4920)